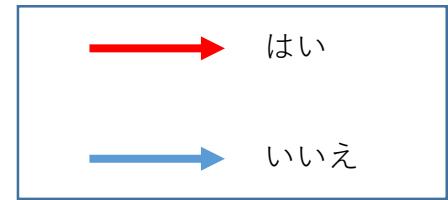


国民健康保険料 減免フロー



支払いが困難

新型コロナウイルスで
主たる生計維持者が死亡
または重篤な傷病をおった

収入が減った (※1)

自宅が災害に
あった

低収入である

新型コロナウイルスが原因

世帯全体の所得が
前年に比べて30%
以上減少することが
見込まれる

①
災害減免

③
低所得者減免

主たる生計維持者の収入
(※2) が前年に比べて
30%以上減少することが
見込まれる

②
所得減少減免

主たる生計維持者の前年の
所得が、
1円以上1000万円以下

※1 倒産、解雇、雇い止め
など、非自発的失業者の保険
料軽減制度の対象となる方は、
原則減免の対象となりません。

※2 事業、不動産、農業、給
与のいずれか。

④
新型コロナウイルス感染症
の影響による減免

30%以上減少が見込まれる収入 (※2)
を除き、前年の所得合計が400万円以下

減免できない

複数該当される場合は、
減免額が最大のを適用しま
す。